

滋賀県集中労働相談トラブル・ホットライン

開設のお知らせ

拝啓

平素は、管理職ユニオン・関西の活動に格別なご理解を賜りお礼申し上げます。
労働組合の組織率が20%を割り込み、80%以上の労働者が困った時に労働組合を活用し得る機会を失っています。滋賀地域で労働者が個人加盟の地域合同労組の活動に接する機会に恵まれず、労働者が労働組合員として労働条件の向上をめざすことが出来ず、使用者側の言いなりで終わっているケースがみられました。管理職ユニオン・関西が今年1月13日に京都に京滋支部を開設して以来、多くの相談があり、滋賀県で働く労働者からの相談が全体の65%を占めています。相談内容は賃金の一方的な削減、退職強要、不当解雇、職場でのイジメ・セクハラ等です。実際に管理職ユニオン・関西、京滋支部に相談に来られ、解決したの例として退職強要、一方的賃金削減、職場の不当配転などがあります。現在解決に向けて交渉継続中もあります。不当労働行為事件として滋賀県地方労働委員会で係争中のものも有ります。

管理職ユニオン・関西が1月に京滋支部を開設し滋賀県下の労働問題の解決に取り組んで思った事は、労働行政が労働争議に対する姿勢が他府県の労働行政とは異なるのではないかと思ったことです。例をあげれば地方労働委員会で解雇を巡って係争している場合、他府県では会社都合退職と同様に扱い、仮給付で労働者の生活を救済するケースでも、滋賀県では自己都合退職に扱い雇用保険給付まで3ヶ月の待機期間を置くなど労働者に不利な扱いをしようとしています。解雇を巡って係争である以上、解雇は会社の明確な意思をもって解雇したにもかかわらず、労働行政側は自己都合退職として扱っています。労働争議が滋賀県では今日まで表面化しなかったのは、労働行政による影響があり労働者が諦めることで終わっていたからとみられます。労働者の置かれる環境が厳しくなるなか、滋賀県の労働者が困った時に相談する場所・機会として行います。

日時 5月28日(金)~30日(日)10時から18時

相談電話 075-353-4334

で滋賀県集中労働相談トラブル・ホットラインを行います

具体的な要請事項

一： 貴紙・誌、貴放送局で、事前に「滋賀県集中労働相談トラブル・ホットライン」開催内容の掲載・紹介をお願い致します。事前の取材はいつでもお申し付け下さい。

二： 5月28日(金)10時からの「労働相談全国ホットライン」開催当日の取材。

連絡先：管理職ユニオン・関西 京滋支部

電話 075-353-4334

〒600-8148 京都市下京区船屋町239-2 七条東洞院西北角ORKビル5階